

旧	新
摂津市入札参加停止要綱 平成18年11月1日	摂津市入札参加停止要綱 平成18年11月1日
第1条 略 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約(建設工事等を除く。)及び賃貸借契約に関する業務をいう。 (3)～(7) 略 第3条から第5条 略 (入札参加停止期間の特例) 第6条 略 2 略 3 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする(同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。)。この場合において、1月末満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。 (1) 略 (2) 別表7の項から9の2の項までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表7の項から9の2の項までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1. 5倍の期間 4～8 略	第1条 略 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、<u>派遣契約</u>、請負契約(建設工事等を除く。)及び賃貸借契約に関する業務をいう。 (3)～(7) 略 第3条から第5条 略 (入札参加停止期間の特例) 第6条 略 2 略 3 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする(同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。)。この場合において、1月末満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。 (1) 略 (2) 別表7の項から9の2の項までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表7の項から9の2の項までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1. 5倍の期間。<u>ただし、その期間は3年を超えないものとする。</u> 4～8 略

旧	新
9 市長は、別表 8 の項に該当する入札参加停止業者について、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたときは、別表 8 の項に定める期間の 1 / 2 の期間に短縮する。この場合において、1 月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、課徴金減免制度が適用されている事実が、入札参加停止期間の 1 / 2 を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。	9 市長は、別表 8 の項に該当する入札参加停止業者について、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき <u>(課徴金納付命令の対象とならなかったが、課徴金減免申請を行っていた事実が確認できたときを含む。)</u> は、別表 8 の項に定める期間の 1 / 2 の期間に短縮する。この場合において、1 月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、課徴金減免制度が適用されている事実が、入札参加停止期間の 1 / 2 を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。
10 略	10 略
第 7 条から第 17 条まで 略	第 7 条から第 17 条まで 略
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。ただし、別表第 10 項の規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 18 年摂総契第 257 号)	附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。ただし、別表第 10 項の規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 18 年摂総契第 257 号)
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。 (平成 23 年摂総財第 187 号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。	附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。 (平成 23 年摂総財第 187 号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。

旧	新
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。 (平成24年摂総財第187号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 (平成27年3月25日摂総財第572号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。	附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。 (平成24年摂総財第187号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 (平成27年3月25日摂総財第572号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。

旧	新
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。 (平成29年7月1日摂総財第177号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 (平成30年4月1日摂総財第495号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 (令和5年4月1日摂総財第625号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。	附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。 (平成29年7月1日摂総財第177号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 (平成30年4月1日摂総財第495号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 (令和5年4月1日摂総財第625号) (適用区分) 2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。

旧	新
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。</u> <u>(令和 8 年 1 0 月 1 日摂総財第 2 2 1 号)</u> <u>(適用区分)</u> <u>2 改正後の摂津市入札参加停止要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行う入札参加停止の措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止の措置については、なお従前の例による。</u>

旧			新		
別表			別表		
番号	措 置 要 件	期 間	番号	措 置 要 件	期 間
1	(虚偽記載) 市発注工事等の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他市が求める提出書類	当該認定をした日 6 月	1	(虚偽記載) 市発注工事等の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、<u>建設業法第24条の8第1項</u>に規定する施工体制台帳その他市が求める提出書類	当該認定をした日 6 月
2	(入札等) 入札参加資格者、役員等又は使用人が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(4)のいずれかに該当するとき。 (1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 (2) 入札要綱又は見積要綱に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から 1 年 1 月～1 年	2	(入札等) 入札参加資格者、役員等又は使用人が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(4)のいずれかに該当するとき。 (1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 (2) 入札要綱又は見積要綱に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から 1 年 1 月～1 年

旧				新			
		(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。） (4) 指名されたにもかかわらず、正当な理由がなくて入札に参加しなかったとき又は現場説明会に参加しなかったとき	6月 1月			(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。） (4) 指名されたにもかかわらず、正当な理由がなくて入札に参加しなかったとき又は現場説明会に参加しなかったとき	6月 1月
	3	(契約不履行等) 入札参加資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(5)のいずれかに該当するとき。 (1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合 ア 遅滞日数が30日以内のとき イ 遅滞日数が30日を超えるとき (2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合 (3) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合 (4) 故意又は過失により市発注工事等を粗雑にしたと認められる場合 (5) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日 1月 2月 1年 2月 1月～6月 2月		3	(契約不履行等) 入札参加資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(5)のいずれかに該当するとき。 (1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合 ア 遅滞日数が30日以内のとき イ 遅滞日数が30日を超えるとき (2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合 (3) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合 (4) 故意又は過失により市発注工事等を粗雑にしたと認められる場合 (5) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日 1月 2月 1年 2月 1月～6月 2月
	4	(他の業者の妨害) 役員等又は使用人が、市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日 1年		4	(他の業者の妨害) 役員等又は使用人が、市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日 1年

旧				新			
	5	(監督、検査及び点検等の妨害) 役員等又は使用人が、市発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第15条第3項に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日 1年		5	(監督、検査及び点検等の妨害) 役員等又は使用人が、市発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第15条第3項に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日 1年
	6	(安全管理措置) 入札参加資格者が市発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の（1）又は（2）のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合 ア 負傷者の発生又は建築物の損傷 イ 死亡者の発生 (2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合 ア 負傷者の発生 イ 死亡者の発生	当該認定をした日 3月 6月 1月 2月		6	(安全管理措置) 入札参加資格者が市発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の（1）又は（2）のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合 ア 負傷者の発生又は <u>建物等</u> の損傷 イ 死亡者の発生 (2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合 ア 負傷者の発生 イ 死亡者の発生	当該認定をした日 3月 6月 1月 2月

旧				新			
				6の2	<u>入札参加資格者が府内（本市以外）発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の（１）又は（２）のいずれかに該当することとなったとき。なお、対象については、大阪府が当該事業者に対して指名停止措置を講じた事実を確認した場合に限るものとする。</u> <u>（１） 府内（本市以外）発注工事等において公衆に次の被害又は損害を与えた場合</u> <u>ア 負傷者の発生又は建物等の損傷</u> <u>イ 死亡者の発生</u> <u>（２） 府内（本市以外）発注工事等において工事関係者及び業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合</u>	2月 3月 1月	
6の2	入札参加資格者が摂津市内における一般工事の契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。	1月～3月		<u>6の3</u>	入札参加資格者が摂津市内における一般工事の契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。	1月～3月	
7	（競売入札妨害又は談合） 役員等又は使用人が、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する入札に関し、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項）又は談合（同条第2項）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき等。 （１） 市発注のもの （２） 市以外の公共機関発注のもの ア 府内の公共機関 イ 府外の公共機関	当該認定をした日 2年 1年 6月		7	（競売入札妨害又は談合） 役員等又は使用人が、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する入札に関し、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項）又は談合（同条第2項）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき等。 （１） 市発注のもの （２） 市以外の公共機関発注のもの ア 府内の公共機関 イ 府外の公共機関	当該認定をした日 2年 1年 6月	
8	（独占禁止法違反行為） 入札参加資格者、役員等又は使用人	当該認定をした日		8	（独占禁止法違反行為） 入札参加資格者、役員等又は使用人	当該認定をした日	

旧				新			
	が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次の（１）～（３）のいずれかに該当したとき。				が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次の（１） <u>又は（２）</u> のいずれかに該当したとき。		
	（１） 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合 ア 市発注工事等 イ 市以外の公共機関発注の工事等 （ア） 府内の公共機関 （イ） 府外の公共機関 ウ 公共機関以外発注の工事等 （２） 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合 ア 市発注工事等 イ 市以外の公共機関発注の工事等 （ア） 府内の公共機関 （イ） 府外の公共機関 ウ 公共機関以外発注の工事等	3年 2年 1年 1年 1 8月 1年 6月 6月			（１） 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合 ア 市発注工事等 イ 市以外の公共機関発注の工事等 （ア） 府内の公共機関 （イ） 府外の公共機関 ウ 公共機関以外発注の工事等 （２） 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、 <u>若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合</u> ア 市発注工事等 イ 市以外の公共機関発注の工事等 （ア） 府内の公共機関 （イ） 府外の公共機関 ウ 公共機関以外発注の工事等	3年 2年 1年 1年 1 8月 1年 6月 6月	
9	（贈賄行為） 役員等又は使用人が、次の（１）又は（２）の者に対して行った贈賄（刑法第198条）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。 （１） 市職員 （２） 市職員以外の公共機関の職員 ア 府内の公共機関 イ 府外の公共機関	当該認定をした日 2年 1年 6月		9	（贈賄行為） 役員等又は使用人が、次の（１）又は（２）の者に対して行った贈賄（刑法第198条）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。 （１） 市職員 （２） 市職員以外の公共機関の職員 ア 府内の公共機関 イ 府外の公共機関	当該認定をした日 2年 1年 6月	

旧				新			
	9の2	役員等又は使用人が、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する入札に関し、あっせん利得処罰法（平成１２年法律第１３０号）違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。 （１） 市発注のもの （２） 市以外の公共機関発注のもの ア 府内の公共機関 イ 府外の公共機関	１年 ６月 ３月		9の2	役員等又は使用人が、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する入札に関し、あっせん利得処罰法（平成１２年法律第１３０号）違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。 （１） 市発注のもの （２） 市以外の公共機関発注のもの ア 府内の公共機関 イ 府外の公共機関	１年 ６月 ３月
	10	（暴力行為等） 役員等又は使用人が、その業務に関し次の（１）又は（２）の者に対し、暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ったとき。 （１） 市職員 （２） 市職員以外の公共機関の職員 ア 府内の公共機関 イ 府外の公共機関	当該認定をした日 ２年 １年 ６月		10	（暴力行為等） 役員等又は使用人が、その業務に関し次の（１）又は（２）の者に対し、暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ったとき。 （１） 市職員 （２） 市職員以外の公共機関の職員 ア 府内の公共機関 イ 府外の公共機関	当該認定をした日 ２年 １年 ６月
	11	（建設業法違反） 入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の（１）～（４）のいずれかに該当したとき。 （１） 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合 ア 市発注工事等 イ 市以外の公共機関発注の工事等 （ア） 府内の公共機関 （イ） 府外の公共機関	当該認定をした日 １年 ６月 ３月		11	（建設業法違反） 入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の（１）～（４）のいずれかに該当したとき。 （１） 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合 ア 市発注工事等 イ 市以外の公共機関発注の工事等 （ア） 府内の公共機関 （イ） 府外の公共機関	当該認定をした日 １年 ６月 ３月

旧				新			
	(2) 経営規模等評価申請書、総合評価値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合 ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 イ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 (3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けた場合（(2)の場合を除く。）又は適正化法第15条に違反し、アの処分を受けた場合 ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 (ア) 市発注工事に関するもの (イ) 市内の工事（市発注工事を除く。）に関するもの (ウ) 市外の工事に関するもの イ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分 (ア) 市発注工事に関するもの (イ) 市内の工事（市発注工事を除く。）に関するもの (ウ) 市外の工事に関するもの (4) 建設業法第29条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合 ア 同条第1項第7号又は第8号に基づく取消処分 イ アの処分以外の取消処分	3月 6月 2月 2月 1月 6月 3月 2月 6月 3月			(2) 経営規模等評価申請書、総合評価値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合 ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 イ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 (3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けた場合（(2)の場合を除く。）又は適正化法第15条に違反し、アの処分を受けた場合 ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 (ア) 市発注工事に関するもの (イ) 市内の工事（市発注工事を除く。）に関するもの (ウ) 市外の工事に関するもの イ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分 (ア) 市発注工事に関するもの (イ) 市内の工事（市発注工事を除く。）に関するもの (ウ) 市外の工事に関するもの (4) <u>建設業法第29条又は29条の2</u>に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合 ア <u>建設業法第29条第1項第7号又は第8号</u>に基づく取消処分 イ アの処分以外の取消処分	3月 6月 2月 2月 1月 6月 3月 2月 6月 3月	
	(法令等違反)	当該認定をした日			(法令等違反)	当該認定をした日	

旧				新						
	1 2	前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の （１）～（４）のいずれかに該当し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （１） 業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合 （２） 業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合 （３） （１）及び（２）に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （４） 摂津市暴力団排除条例（平成２３年摂津市条例第１３号）第８条第２項の規定に基づく誓約書を提出しなかった場合	1 月～３月 1 月～１年 1 月～３月 ３月			1 2	前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の （１）～（４）のいずれかに該当し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （１） 業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合 （２） 業務に関し、各種法令に違反し、 拘禁刑 以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合 （３） （１）及び（２）に掲げる場合のほか、 拘禁刑 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 拘禁刑 以上の刑若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （４） 摂津市暴力団排除条例（平成２３年摂津市条例第１３号）第８条第２項の規定に基づく誓約書を提出しなかった場合	1 月～３月 1 月～１年 1 月～３月 ３月		
	1 3	（交通事故・交通法規違反） 役員等又は使用人が、酒酔い若しくは酒気帯び運転で人を死亡させ、又は酒酔い運転で重篤な傷害を負わせた場合	当該認定をした日 1 月～１年			1 3	（交通事故・交通法規違反） 役員等又は使用人が、酒酔い若しくは酒気帯び運転で人を死亡させ、又は酒酔い運転で重篤な傷害を負わせた場合	当該認定をした日 1 月～１年		
	1 4	（その他） 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認めるとき。	当該認定をした日 2 年以内で委員会の議により決定する期間			1 4	（その他） 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認めるとき。	当該認定をした日 2 年以内で委員会の議により決定する期間		